

荒尾市生活安全条例 趣旨と解釈

(目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪、事故等を未然に防止し、市民生活の安全を確保するために、市、市民、事業者及び土地建物所有者等が果たすべき責務を明らかにすることで安全意識の高揚を図るとともに、生活環境の整備を行うことにより、市民が安心して生活し、又は滞在することができる安全な地域社会を実現することを目的とする。

【趣旨】

本条は、市、市民、事業者及び土地建物所有者等が果たすべき責務を明確にするとともに、それぞれの立場から安全意識の高揚や環境の整備を行い、市民が安全に安心して暮らし、更には、本市を訪れる者も安全に安心して滞在することができる地域社会の実現を図るといふこの条例の目的を定めたものである。

【解釈】

目的に、本市を訪れる者が安心して滞在することができる安全な地域社会の実現を含めたのは、市民の安全と安心を守ることが、結果として本市を訪れる年間240万人の観光客の安全と安心を守ることにつながることを踏まえ、観光振興や交流人口を増やそうとする市の姿勢を示したものである。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者及び通勤、通学、観光等により市内に滞在する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (3) 土地建物所有者等 市内に所在する土地、建物その他の工作物の所有者又は管理者をいう。

【趣旨】

本条は、この条例の中で用いる用語の意義を定めたものである。

【解釈】

「市民」とは、住民登録の有無を問わず、市内に生活拠点を有する者。また、通勤や通学及び観光等の目的で本市に滞在をする者も含む。

「事業者」とは、市内に事務所、店舗、工場などを有し、事業活動を行う法人及び個人をいう。

「土地建物所有者等」とは、市内に所在する土地や建物、物置及び車庫等、人の出入り可能な工作物や門扉、塀、生垣、看板などの工作物を所有する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、生活安全施策として次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民の安全意識の高揚を図るための啓発
- (2) 安全の確保に関する市民の自主的活動の支援
- (3) 安全な地域づくりのための環境整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項各号に掲げる施策を推進するため、関係行政機関及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。

【趣旨】

本条は、第1条に定める目的を達成するために、市が果たすべき責務を定めたものである。

【解釈】

「啓発」とは、各種媒体を利用した犯罪防止、安全な生活を送るための広報活動等を行うことをいう。荒尾警察署、荒尾地区防犯協会と連携し、各種防犯活動の啓発や安全安心情報提供システム（愛情ねっと）、熊本県警察から配信されるゆっぴーメールの登録者の拡充を行う。

「自主的活動の支援」とは、地域で防犯パトロールなどの活動されている団体に対する犯罪の防止に効果的な取組事例その他必要な情報提供、地域防犯活動研修会（県）の出席等研修機会の提供をいう。

「環境整備」とは、代表的な活動として現在も行っている「防犯灯の設置費助成制度」の推進や放置自動車、放置自転車の整備及び公園や駅の駐輪場の安全な管理等をいう。その他「必要な施策」とは、住民と市、警察等が連携をした一斉防犯パトロール、犯罪が起きやすい「入りやすく、見えにくい」場所をなくす運動等をいう。

第2項の「関係行政機関及び関係団体」とは、荒尾警察署や荒尾地区防犯協会等防犯事業推進に寄与する機関や団体等をいう。

(市民の責務)

第4条 市民は、防犯や安全に関する意識を高め、地域の安全活動の推進に努めるとともに、市が実施する生活安全施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、第1条に定める目的を達成するために、市民が果たすべき責務を定めたものである。

【解釈】

「防犯や安全に関する意識を高め、地域の安全活動の推進」とは、家庭、学校、職場、又は通勤、通学等における日常生活の中で、市民が、「地域の安全は地域で守る」という意識のもと、希薄化している地域の連帯力の強化を図るとともに、身近な犯罪である空き巣やひったくり、自転車盗等の被害に遭わないよう対策を講じることをいう。

具体的には、

- ・ 防犯情報の取得、防犯器具の導入
- ・ 「子ども110番の家」、地域防犯活動への理解と推進
- ・ 自転車かぎかけ2重ロック
- ・ 犯罪が起きやすい「入りやすく、見えにくい」場所をなくす取組みをいう。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動が安全に行われる環境を確保するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する生活安全施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、第1条に定める目的を達成するために、事業者が果たすべき責務を定めたものである。

【解釈】

「その事業活動が安全に行われる環境を確保するために必要な措置」とは、事業活動を行う場所が整理整頓されており、万引きや強盗に遭わない防犯上安全な環境を整えることをいう。

具体的には、

- ・ 各種防犯ステッカー（子ども110番の家など）の貼付
- ・ 防犯カメラ等防犯器具や防犯用品の積極的導入
- ・ 事業者による従業員への防犯教育の促進
- ・ 犯罪が起きやすい「入りやすく、見えにくい」場所をなくす取組みをいう。

（土地建物所有者等の責務）

第6条 土地建物所有者等は、その所有し、又は管理する土地、建物その他の工作物について安全の確保のために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する生活安全施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、第1条に定める目的を達成するために、土地建物所有者等が果たすべき責務を定めたものである。

【解釈】

「その所有し、又は管理する土地、建物其他工作物について安全の確保」とは、安全面での管理が行われており、更には、犯罪が実行しにくい環境を整えることをいう。

具体的には、

- ・ 警備員によるパトロール
- ・ 頑丈なドア、ガラス等の整備
- ・ 街灯、見通しのよい塀や柵の設置
- ・ 転倒、事故防止など工作物等の適正な維持管理
- ・ 犯罪が起きやすい「入りやすく、見えにくい」場所をなくす取組みをいう。

(生活安全推進協議会)

第7条 市長は、生活安全施策について効果的な実施を図るため、荒尾市生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、安全で安心なまちづくりの推進を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を協議するため、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として「荒尾市生活安全推進協議会」を設置することについて定めたものである。

地方自治法第138条の4 第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

【解釈】

関係団体から参加してもらい、例えば、警察からの報告により犯罪の傾向を把握することや防犯ボランティアより各種自主防犯活動の報告等を聞き、それにより連携の強化並びにそれぞれの団体の防犯活動に反映させる。

詳細については、「荒尾市生活安全推進協議会規則」による。